

# 青森県報

第八百二十四号

令和六年  
十月九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 喀痰吸引等業務の登録.....(高 齢 福 祉 保 険 課).....一
  - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出.....(障 害 福 祉 課).....一
  - 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定.....( 同 ).....一
  - 農地を利用する権利の設定の裁定申請.....(構 造 政 策 課).....二
  - 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....(道 路 課).....二
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可.....(三 八 地 域 民 局).....三
  - 土地改良事業計画変更の認可.....( 同 ).....三

## 告 示

### 青森県告示第五百三十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年十月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	〇三五〇 一九四	登録年月日	令和 六・九・三〇	氏名又は 名称	社会福祉 法人あじ さい会	住 所	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町 字 三 厩 新 町 八	事 業 所 名 称	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム あ じ さ	所 在 地	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町 字 三 厩 新 町 八	業 務 開 始 年 月 日	和 令 六・〇・一	備 考	介 護 老 人 福 祉 施 設
------	-------------	-------	--------------	------------	---------------------	-----	--------------------------------------	--------------	-------------------------------	-------	--------------------------------------	------------------	--------------	-----	--------------------

### 青森県告示第五百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年十月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	社会福祉法 人七峰会	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	共同生活 援助	障害福祉サービス事業を 行 っ た 事 業 所	名 称	拓 光 園 共 同 生 活 援 助 事 業 所 ア バ ン	所 在 地	廃 止 年 月 日
	所在地	弘 前 市 大 字 白 銀 町 二 一 の 八					弘 前 市 大 字 百 沢 二 八 字 東 岩 木 山 二 六	和 令 六・九・三〇		

### 青森県告示第五百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。



令和六年十月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 特定役務の名称及び数量  
奥入瀬溪流自動運転社会実装推進事業実証実験業務委託
- 二 自動運転社会実装推進事業実証実験 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県県土整備部道路課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
随意契約
- 五 契約の相手方を決定した日  
令和六年九月五日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
WILLER株式会社  
大阪府大阪市北区大淀中一の一の八八の六〇〇  
梅田スカイビルタワーイースト六階
- 七 契約金額  
五千万円
- 八 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号に該当
- 九 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下長

土地改良区の定款の変更を令和六年九月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年十月九日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、下長土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和六年九月十日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和六年十月九日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

事業名 維持管理

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭